

令和5年度伊那市ローカル人材育成業務委託
公募型プロポーザル実施要領

長野県伊那市（以下「市」という。）が令和5年度に行う「令和5年度伊那市ローカル人材育成業務委託」を委託する事業者選定にあたり、プロポーザル方式により受託者を決定するため、次のとおり公募します。

令和5年9月15日

長野県伊那市
伊那市長 白鳥 孝

1 業務の概要及び提案依頼内容

(1) 業務名

令和5年度 伊那市ローカル人材育成業務委託

(2) 目的

本市では、若い女性を中心とした、若者世代の流出による雇用の減少や担い手不足、地域企業・産業の魅力低下、地域コミュニティの希薄化など、ビジネス領域での課題が地域課題の一つとなっている。そのため、地域プレーヤーの育成を行い、地域企業の魅力向上や新規事業創出、地域コミュニティ醸成を図る。合わせて、子育て中のキャリア女性や地域の人々など、キャリアアップやスキルアップを図り、地域人材としての活躍の機会を創出する。さらに、多様な人材や仕事、伊那で暮らし続けることができる地域の魅力向上による、高校生や学生等若者が自己実現できる場を提供し、キャリア形成につなげる。

(3) 業務内容

別紙1「令和5年度 伊那市ローカル人材育成業務委託」仕様書内の「事業内容」「実施体制および実施状況の報告」「その他留意事項等」に示す要件を満たした業務を行うこと。

※詳細は、別紙1「令和5年度 伊那市ローカル人材育成業務委託」仕様書のとおり。

(4) 企画提案を求める具体的内容の項目

上記(3)の業務内容を参考に、以下の内容を提案内容に含めること。

1) 本事業に対する理解

- ・伊那に住む人々の暮らしをどのようにしたいか
- ・継続運用できる取り組みと観点

- 2) 地域人材発掘、人材育成、事業実装のための企画実施
- 3) 住民ニーズの調査、地域特性にあった事業内容の検討
- 4) 地域コミュニティ醸成につながる仕組み構築、実施
- 5) 女性が地域の中で活躍できる機会の創出
- 6) 高校生や学生等若者のキャリア形成につながる仕組み構築、実施
- 7) 自走化に向けた持続可能な仕組みの構築
- 8) 業務遂行体制や業務実施計画及びスケジュール（今後3年間）
- 9) 将来的な事業展開の可能性や追加提案
- 10) 他自治体などへの類似導入実績
- 11) 業務経費見積書

※今年度の事業実施経費、来年度以降の実施経費をそれぞれ内訳とともにわかりやすく明示すること。

(5) プロジェクトの進め方

WBS及びガントチャートを作成し、月1回以上、担当者と進捗管理等のための会議開催（オンライン会議を含み、双方が不要と判断した場合は行わない）を想定する。

(6) 納品物

システム一式、業務完了報告書など完成図書一式、
その他協議の上定める書類等

(7) 業務の実施場所

長野県伊那市

(8) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで

(9) 費用の上限額

令和5年度 10,000千円（消費税及び地方税の額を含む。）

※当該金額は、発注予定額を示すものではなく、最大事業規模を示すためのものである。

(10) 担当課

〒396-8617 長野県伊那市下新田3050番地

長野県 伊那市 企画部 地域創造課 地域ブランド推進係

（課長）田中 久（係長）浦野 真由美（担当）仲村 啓助 高橋 隆文

電話 0265-78-4111 内線 2155

F A X 0265-74-1250

メール jkz@inacity.jp

2 公募型プロポーザルによる業務委託候補者選定

業務受託を希望する者は、本要領により参加申込を行い、応募資格要件を満たしていることの確認を受けた上で企画提案書を提出すること。

企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行い、最も優れた企画を提案した者を業務委託候補者とする。

なお、企画提案書作成費用、プレゼンテーション費用など、公募型プロポーザル参加に係る諸経費は、全て参加者の負担とする。

3 質問及び回答

業務の内容等不明な点についての質問は、上記1（10）の担当課まで、別紙質問書（様式第3号）を電子メールにより送信し、その旨、電話連絡すること。

（電話及び直接来庁することによる質問には応じないものとする。）

(1) 質問期限 令和5年9月21日（木）午後5時まで

(2) 回答期限 令和5年9月25日（月）まで

(3) 回答方法 質問と回答は、質問期限経過後、全質問者及び全参加者へ電子メールにより通知するとともに、市ホームページ上へ掲載する。

4 公募型プロポーザル応募資格要件

公募型プロポーザルに応募する者は、次の各号に掲げる資格要件を満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札に参加することができない者でないこと。

(2) 伊那市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱（平成27年10月28日告示第329号）に基づく入札参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(3) 伊那市暴力団排除条例（平成24年伊那市条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員または同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(4) 事業者が所在する市区町村に税の滞納がない者（法人の場合は、その代表者も含む。）であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

(6) 市が開催するプレゼンテーション及び受託後の打合せ等に参加できること。

5 企画提案参加表明書の作成・提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる事項に留意の上、企画提案

参加表明書等を提出しなければならない。応募資格要件の確認ができない者の企画提案書は、受理しないものとする。

(1) 企画提案参加表明書の作成

企画提案参加表明書（様式第1号）

(2) 添付書類

ア 事業者概要書（様式第2号）

イ 事業者の概要がわかる関係資料（定款、規約等）

ウ 事業者が所在する市区町村が発行した完納証明書

エ 令和5年度現在、国または地方公共団体と本業務と種類及び規模が類似する契約を締結した実績がある場合には、当該業務等委託契約書の写し、または、履行実績を確認できる書類の写し

(3) 企画提案参加表明書等の提出期限及び提出先等

ア 提出期限 令和5年9月29日（金）午後5時（必着）

提出期限までに提出先に到達しない企画提案参加表明書等は、理由のいかんに関わらず受理しないものとする。

イ 提出先 上記1(10)の担当課

ウ 提出方法 持参または郵送（郵送は一般書留または簡易書留に限る。）

(4) 資格要件の確認

市では、提出された企画提案参加表明書等を基に資格要件の確認を行うとともに、必要に応じて、企画提案参加表明書等の内容に関するヒアリングを行い、確認結果を令和5年10月3日（火）までに企画提案参加表明書に記載の連絡先に電子メールにて通知する。

当該通知を受けた者は、通知をした日から起算して5日（伊那市の休日を定める条例（平成18年3月31日条例第3号）に規定する休日を除く）以内に、書面により説明を求めることができる。

また、提出された企画提案参加表明書等に虚偽の記載事項がある場合、企画提案参加表明書は無効とする。

(5) 参加辞退の取扱い

企画提案参加表明書の提出後、提案参加を辞退する場合は、任意の様式による書面でその旨を届け出ること。

なお、辞退することによって、今後、市との契約等について不利益な取扱いを受けるものではない。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書等の作成様式

ア 企画提案書（様式第4号）及び企画提案説明書（任意様式）

企画提案書及び企画提案説明書は、原則として全てA4サイズとする。

（A3版は、長辺を二つ折りし、右側を更に半分外側に折り、A4サイズとなるようにすること。また、内容は理解しやすい表現とすること。）

- イ 見積書（様式第5号）
令和5年度の経費の合計額は、1（9）に示す今年度の費用の上限額以内とすること。令和6年度以降は、事業実施に伴う経費合計額。
- ウ 会社概要またはパンフレット（写し可）
- (2) 企画提案書等の提出先及び提出期間等
 - ア 提出期限 令和5年10月4日（水）正午（必着）
なお、提出期間中に提出先に到達しない企画提案書等は、理由のいかんに関わらず受理しないものとする。
 - イ 提出先 上記1（10）の担当課
 - ウ 提出方法 持参または郵送
（郵送は一般書留または簡易書留に限る。）
 - エ 提出部数 11部（原本1部、写し10部）
- (3) 提出された企画提案書等の取扱い
 - ア 企画提案書等の作成及び提出に係る経費は、参加者の負担とする。
 - イ 市は、提出された企画提案書等を参加者に無断で使用しない。ただし、業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
 - ウ 提出された企画提案書等は、提出後に内容を追加及び修正することはできない。

7 審査

業務委託候補者の選定は、「令和5年度伊那市ローカル人材育成業務委託伊那市審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。審査員が企画提案を別紙2評価審査基準により採点し、評価点数の合計点が最高点となった者を業務委託候補者（第一優先交渉権獲得業者）とする。なお、最高得点者が複数となった場合は、審査委員会の協議により業務委託候補者を選定する。

- (1) 審査対象
提出書類及びプレゼンテーション
- (2) 審査基準
評価の項目、判断基準及び配点は、別紙2「令和5年度伊那市ローカル人材育成業務委託プロポーザル評価審査基準書」の通りとする。
- (3) 提案の失格
以下のいずれかに該当する者は、失格とする。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があったとき。
 - イ 本要領に定められた以外の方法により、審査員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。
 - ウ 参加者が他の提案の代理を行ったとき。
 - エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。

オ 本要領に違反する提案を行ったとき。

カ 上記以外のほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

(4) 書類選考（1次選考）について

参加表明で、5者以上となった場合に、書類選考（1次審査）を行う。

ア 実施方法 提出された書類にもとづき、事務局にて別紙2 評価審査基準により採点し、評価点数の合計点が高い4者を選定する。
なお、応募者が4者以下の場合には実施しない。

イ 書類選考結果の通知

すべての業者に令和5年10月6日（金）に、企画提案参加表明書に記載の連絡先に電子メールにて通知する。

(5) プレゼンテーション（2次選考）の期日等

ア 期 日 令和5年10月12日（木）

イ 会 場 伊那市役所5階 502会議室

ウ 所要時間 プレゼンテーション：20分以内
審査委員による質疑：10分以内

エ 発表順及び時間

原則参加表明の申し込み順に発表順を選べることとする。

【1次選考が行われない場合】

資格要件の確認結果連絡時（令和5年9月29日（金））に順番を選択して決定する。

【1次選考が行われる場合】

選考結果の連絡時（令和5年10月6日（金））、順番を選択して決定する。

オ 準備物等 会場には、スクリーン、プロジェクター（15ピン/HDMI）及びコンセントを用意するが、その他必要な物（提案書の電子ファイルを保存したノートパソコン等）がある場合は、持参すること。

(6) 審査結果は、審査終了後、速やかに全参加者に書面で通知する。

(7) その他

プレゼンテーション会場への参加人数については、1者につき5人以内とし、参加者の入れ替わりは認めない。

8 スケジュール

令和5年 9月15日（金） 公告（公募型プロポーザルの募集・質問受付開始）

令和5年 9月21日（木） 質問締め切り、質問公開

令和5年 9月25日（月） 質問回答期限、回答公開

令和5年 9月29日（金） 参加申込み締め切り

令和5年10月 4日（水） 正午 審査書類提出期限

令和5年10月 5日（木）書類選考（1次選考）
令和5年10月 6日（金）書類選考（1次選考）選定結果通知
令和5年10月12日（木）プロポーザル審査（伊那市役所）
令和5年10月16日（月）業務委託候補者（第一優先交渉権獲得業者）発表
（審査結果通知）
令和5年10月20日（金）業務委託候補者との打合せ（伊那市役所）
令和5年10月下旬 契約締結予定
※日程については、変更する場合があります。

9 選定後の手続き等

- (1) 委託業務の実施については、提案書の内容をそのまま実施することを確約するものではなく、業務委託候補者と市が委託業務の内容の詳細を別途協議、調整の上、提案の内容を一部変更して契約する場合がある。この協議は、審査結果通知後14日以内に行うものとし、14日以内にこの協議が整わない場合は、審査の結果、次点とされた者と改めて同様の協議を行うものとする。
- (2) 市は、9（1）の協議により委託業務の内容の詳細を決定したときは、当該業務に係る契約予定価格を決定するとともに、業務委託候補者へ書面により見積依頼を通知するものとする。
- (3) 業務委託候補者は、9（2）の通知を受けたときは、当該通知で定める期限までに、見積書を提出しなければならない。当該期限までに業務委託候補者から見積書が提出されない場合は、7の審査の結果、次点とされた者と改めて9（1）の協議を行うものとする。
- (4) 契約保証金の支払いについては伊那市財務規則（平成28年3月31日規則第17号）の規定による。
- (5) 委託料の支払いについては、契約書の支払い規定による。
- (6) 契約書の作成等に要する全ての費用は、受注者の負担とする。

10 その他

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 審査の透明性、公平性及び客観性の確保を期するため、審査結果は市公式ホームページ上で公表する。
- (3) 提出された書類は、伊那市情報公開条例（平成18年3月31日条例第17号）に基づく開示請求があった場合、開示の対象文書となるが、同第6条に規定する開示しないことができる公文書に該当する事項は開示しない。
なお、参加者名や参加者の評価項目ごとの得点、見積額は、開示する。

以上